

令和8年度 第1回 喜多方市総合計画審議会 議事概要

日時 令和8年5月14日 15:00～16:08

場所 市役所2階「大会議室」

■出欠状況

1 出席委員（14名）

武藤 正人 委員、遠藤 恒司 委員、小原 良一 委員、田中 学 委員、佐藤 富次郎 委員、物江 一久 委員、志田 公司 委員、佐藤 正治 委員、芥川 大輔 委員、山口 謙太郎 委員、八木橋 彰 委員、山崎 博喜 委員、五十嵐 俊一郎 委員、貝沼 邦博 委員

2 欠席委員（4名）

長谷川 武之 委員、木戸 賢治 委員、遠藤 雅也 委員、長瀬谷 百合子 委員

3 市出席者

市長 遠藤 忠一 企画政策部長 小荒井 浩

[事務局]

参事兼企画調整課長 伊藤 博之 企画調整課長補佐 横山 武憲

企画調整課副主任主査 久保 隆 企画調整課主査 佐藤 康丈

企画調整課主査 齋藤 翔太

■会議次第

委嘱状交付

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮 問

5 議 事

喜多方市総合計画の見直し（計画期間の延長）について

6 その他

7 閉 会

■議事内容

喜多方市総合計画の見直し（計画期間の延長）について

※〔資料1〕及び〔資料2〕をもとに事務局より説明。

資料1 「喜多方市総合計画の見直し（計画期間の延長）について」

資料2 「現時点における指標実績及び目標値について」

事務局より「資料1」及び「資料2」に基づき、喜多方市総合計画の計画期間の見直し（計画期間の延長）について説明し、各委員へ意見を求めた。

■審議内容

○委員

今ほど喜多方市総合計画の計画期間の延長についての説明がありました。

内容を確認したいのですが、本来、現行の計画期間は令和8年度までであるけれども、1年間延長して令和9年度までとして、新たな総合計画は令和10年度からスタートさせたいという理解でよろしかったでしょうか。

●議長

そのように理解しましたが、計画期間を延長するという基本的な要因なるものの説明が少し弱いような気がしますので、計画期間を1年間延長する論拠は何かを説明してください。

→市

委員から発言いただきましたとおり、総合計画の計画期間を1年延長させていただき、新たな総合計画は令和10年度からスタートさせたいということであります。

これまで総合計画につきましては、10年スパンの計画を策定して、中間年次である5年を経過したところで社会経済情勢等の状況を踏まえながら、中間見直しを行ってきたという状況であります。

次期総合計画につきましても、その内容又は計画期間については、今年度において、これから委員の皆様からご意見をいただきながら、その内容を詰めてまいりたいと考えております。

計画期間を1年延長する主な理由ということでは、現在、本市においては、財政健全化プランということで令和7、8、9年度の3カ年で、厳しい財政状況に置かれているものを、少しでも改善していくということで取組を進めている状況でございます。

その中で、新たな総合計画を策定していくことにつきましては、当然、計画は計画として策定していくということも一つのやり方としてはあるかとは思いますが、現行の総合計画に基づいて実施している様々な各種事業の取組については、中には予算が絡まないものもありますが、予算と事業はセットになって取組が進められている状況であり、当然、予算と関わりのある中で各種事業を進められているというような状況でございます。

そのような状況の中、財政健全化プランの取組において様々な見直しを行いながら、3カ年をかけて財政を立て直していこうという取組をしている中で、新たな総合計画を策定した場合に、各種事業に係る予算づけが確保されませんと、目標値に向けた事業の取組、進捗との整合が図れないのではないかとということで、まずは、財政健全化プランの取組に重きを置かせていただき、併せてその期間を、これまで取組の検証の期間に充てるということで、そういったことを踏まえ1年延長させていただくことで、財政健全化というところも見えてくると思っておりますので、その中で新たな総合計画を策定した上で、各種事業に係る予算を確保しながら、令和10年度からスタートしていきたいということで、計画期間を1年延長させていただいて取組を進めてまいりたいという考えでございます。

●議長

今ほどの説明のとおりでございます。

現行の総合計画の計画期間は令和8年度までで10年間の計画期間が終了するということでもあります。

本来であれば、今年度中に総合計画を策定して、令和9年度から新しい総合計画のもとで各種事業が始まるということでもありますけれども、今ほどの説明にありましたとおりに、財政健全化プランを令和9年度まで取り組むということでもありますので、総合計画の計画期間を1年間延長したいというような事務局からの提言でございます。

この件について、皆様から意見等をいただいております。

○委員

概要は把握したつもりですが、今ほどの説明では総合計画は最上位計画に位置づけられていてこの総合計画に基づいて市の事業が成り立っているというふうに理解しました。

その総合計画とは別に財政健全化プランという取組が動いているというふうになってくると、総合計画が最上位計画であるならば、これに関連する事業の取組はどうなるのか。その計画期間が一遍ずれてしまうと、これに紐づく事業の取組に相当影響するのではないかという心配をしております。

総合計画と関連する事業との関連性も見極めながら事務手続きを進めていく必要があるのではないかと思います、理解を深めるために発言をさせていただきました。

●議長

今ほど委員から発言がありましたが、懸念される事項も含めまして説明をお願いします。

→市

委員のご発言のとおり、市の総合計画は最上位計画ということになっておりますが、各所属においても様々な個別計画を持っております。

これらの計画については、総合計画を基本としながら、それに基づく具体的な計画としていて例えば、DX推進計画や公共施設管理計画など、計画ですとか、ビジョンとか、大綱とか、そういった呼び名はまちまちですが、現在、市には約100程度、取組を進めるための計画と言われるようなものが多くあるところでございます。

それらの計画等は、総合計画を基本に策定しているものが多くありますので、総合計画の内容がどうなるか、計画期間がどうなるかによっては、当然、総合計画にぶら下がるような個別計画にも影響が出てくるものと思っております。

現段階では総合計画の計画期間を1年延長させていただきたいと考えておりますので、それに基づく各個別計画につきましても1年延長ということが基本になると思っておりますが、そこは各個別計画の中で各所属において判断していただくこととし、基本となる総合計画の見直しが行われるので、総合計画の見直しに基づいて個別計画を見直す必要があるのかどうか、当然、総合計画と計画期間が同じ個別計画は、計画期間の延長ということも出てくると思っておりますので、しっかりと整理した中で、各個別計画も総合計画に合わせた対応をしまいたいと思っております。

総合計画の中にも実施計画というものがありますし、各所属で所管する個別計画の中においても年次ごとに取組を進めていくための細かな計画を持っており、目標値などを設定しながら取組を進めておりますので、計画期間を延長するからといって単に令和8年度の目標値を令和9年度と同じくすれば良いということでもないだろうと思っておりますので、令和8年度と同じ目標値とするもの。もう少し高みを目指すもの。もしかすると、現状を鑑み、次年度は目標値を低く設定して取組を進めるべきものなど様々にあると思っておりますので、そこは総合計画の見直しの内容と同様に見極めをしながら、各事業の推進に支障をきたさないよう総合計画とともに、個別計画についても全庁挙げて対応をしまいたいと考えております。

●議長

現行の総合計画の計画期間は10年という定めがありますけれども、社会経済情勢の変化が速い現代において10年先のことは分からないということが現実的なことでもありますから、計画期間の延長があるということは計画期間の短縮もあるのかもしれないですし、その辺のことについて、委員の皆様の見解を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

まずは計画期間の延長についての説明がありましたので、そこをもう少し議論していきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員

まず1点目は、総合計画に基づく各施策の取組についての合意形成がなされ、これらの業務が滞りなく進んでいくのであれば良いのかなと思います。

2点目は、今日もニュースなどで物価高等が話題となっているが、ここ1、2年ぐらいは社会経済情勢の変化が続いて、新しい総合計画がスタートして10年間という長いスパンで考えないといけないということになると、そこは世間の様子を注視しながら対応していかなければならなくなると思います。

しかも今年度に計画期間の終期を迎えるということで、来年度から新しい計画がスタートすることになれば、社会経済情勢の変化に対応しづらくなっていくという、そういった側面もあるので、総合計画を1年延長するというのと財政健全化プランの取組との整合性を保ちながら進めることは良いことだと思いますし、総合計画の計画期間を検討したいということであれば次期総合計画の策定に向けては、おそらくこれまで以上に世間の移り変わりは激しくなってくると思うので、10年間というスパンにこだわらずに、社会経済情勢の変化に対応できるような計画期間を検討していく必要があるのではないかとというのが私の見解であります。

●議長

他にご意見はございますか。

○委員

私からは、まず総合計画の計画期間の1年延長に関して、その大きな要因となっているのが、喜多方市が取り組んでいる財政健全化プランだと思います。

財政健全化プランも踏まえて、次期総合計画を令和10年度からスタートすることは非常に良い考えだと思っています。本当にそこを考えなければ、10年間という長期計画を策定したとしても実際にその計画にぶら下がってくる実施計画が実現できるのかということになれば、やはり予算の問題が大きく関わってくると思いますので、財政健全化プランの取組をしっかりと踏まえた上で次期総合計画に反映させながら総合計画を策定していき、令和10年度からスタートさせるということは非常に良いことだと思います。

また、財政健全化プランといった良い取組をしていると思いますので、その財政健全化プランの取組をしっかりと評価して、財政健全化プランの取組の中で出された課題、そういったものに対してどう対応していくのかということも次期総合計画に反映した上で、基本構想や基本計画を練り上げていくということが必要だということで、計画期間の1年延長については、財政健全化プランの取組を反映するというを前提に、延長することは良いことだと思います。

先ほど他の委員から発言がありました令和9年度の取組に関しましては、資料2にもありますように、現行の総合計画の中の基本計画にぶら下がっている様々な指標があり、令和8年度までの目標値となっておりますが、目標が達成できているもの、できていないものがあるが令和9年度につきましては、先ほど資料の説明の中では、様々な要素をもとに新たに令和9年度の目標を設定していくという説明だったので、すでに目標を達成できているものに関しては、これ以上の高みを目指すのか、または一旦ここで足踏みをするのか。目標を達成できないものについては、今まで8年間かけて達成できなかったものを、目標があるからといって、いきなり令和8年度と令和9年度で達成が難しいとすれば、本質的な目標をどこに設定するのかということも、市民の方に明確にわかるような形でお示しをしながら、令和8年度と令和9年度の取組に関しましては市民の理解をしていただくことが重要かなというふうに思っております。

私は、行政機関という立場で、委員として出席をさせていただいておりますが、福島県におきましても、県の総合計画というものがございまして、これも計画期間は10年間のプランでございます。

先ほど議長からも話がありましたが、やはり10年ということでは、昔の10年と今の10年では目まぐるしく社会情勢が変わっているため、県におきましても中間年度において評価を行い、目標値を見直さなければいけないものに関しては、その背景や見直しが必要な目標など、そこを

しっかりと中間年度において見直しをした上で、10年間という期間の中で、前期、後期という形で総合計画に掲げた目標値をどういうふうに達成していくかというような動きをとっておりますので、まずは令和8年度までの現行の総合計画の見直しについては、できるものとできないものを整理し、どこまでを現行の総合計画の中に反映させて総合計画を締めくくるのか。また、財政健全化プランを踏まえて次期総合計画をどういうふうに策定していくのかといった検討も必要となってくると思います。

しかし、時代の流れが非常に速くなっておりますので、現行の中間年度における見直しということで、5年という期間ですが、次期総合計画を策定するときには、総合計画を見直しする期間は5年が良いのか。時代に即して3年が良いといった評価もあると思うので、その辺もしっかり踏まえた上で、総合計画を策定していかなければならないと考えております。

●議長

ただいま委員からは、計画期間を1年延長することについては是とするような発言がございました。また、計画期間における中間見直しの期間についても議論すべきだろうというふうな提言もいただきましたが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

議長の私から質問ですけれども、計画期間を1年延長したいということは、財政健全化プランの中で、何か懸念されることが起きているという理解でよろしいのでしょうか。

財政健全化プランは3年間で令和9年度に計画期間が終了するというので、総合計画の計画期間を1年延長して令和9年度までにしたいということで、これから令和8年度と令和9年度と2年かけて総合計画を策定していくということでは、現状において何か懸念されることが起きているのでしょうか。

→市

財政健全化プランは、令和7年度から9年度までの3カ年で取組を進めておりまして、今年度が2年目ということで取組を進めております。

財政健全化プランの進捗状況については、ホームページ上でもお示しをさせていただいておりますが、決して計画が思うように進んでいないというような状況ではないと判断しております。

今回、総合計画の計画期間を1年延長させていただくというに至っておりますのは、財政健全化プランの取組は、現時点においては令和7、8、9年度の3年間で、令和9年度が最終年度として取り組んでおります。

現行の総合計画の計画期間が令和8年度で終期を迎えてしまうということですので、令和9年度から新たな総合計画がスタートになりますと、財政健全化プランの計画期間の最終年度と重複してしまうことになります。

せっかく新たな総合計画のもとで各種事業がスタートしたといたしましても、各種事業の予算と総合計画に基づく各施策の取組との整合を図ることが困難な状況になるのではないかとということで、やはり財政健全化プランに取り組んでいる中においては、様々な事業の見直しなども行ってきておりますし、事業によっては予算が圧縮され、事業規模が縮小されている取組もあるだろうと思っておりますので、そういった中で新たな総合計画に基づいて新たな取組を推進していくに際しては、それなりの予算と各種事業との整合を図りにくいだろうということで総合計画の計画期間を1年延長させていただき、財政健全化プランと総合計画と計画期間の終期をちょうど合致させる形で現行の総合計画を締めくくって、令和10年度から新たな総合計画のもとで各種事業をスタートさせたいという考えでございます。

●議長

他にご意見はございますか。

○委員

これからの財政状況の見通しについて伺いたいと思いますが、令和9年になってからだったと思いますが、財政状況が厳しくて福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与が上げられないといったようなことがあり、職員の給与の増額ができないことに対して、その責任を取る形で、市長を初めとする三役の1カ月分の給与を全額カットするといったことがあったと記憶しております。

令和9年度まで財政健全化プランに取り組むことで、その結果、財政が建て直せて、その後はしっかりと様々な事業に十分な予算がつけられるようになるのか。それとも人口が減少している中で、財政状況は厳しいままで様々な事業を削減しながら取組を進めていくしかないような方向で進んでいくのか。その辺の財政状況の見通しというのは、どのように感じているのかを教えてくださいいただければと思います。

→市

現在、財政健全化プランに取り組む中で、各種事業の見直しを行いながら進めております。

当然この財政健全化プランがスムーズに進めば、令和9年度で終期を迎えることができまして令和10年度からはプラン終了後の取組がスタートするわけではありますが、この財政健全化プランに取り組む前と同じように取組を進めていたら、また財政状況は同じようなことになってしまうだろうと思っているので、そういったことにならないようにということで、事業の見直しを行いながら取組を進めているところであります。

財政健全化プランの取組の終了後においても、しっかりとした予算が必要なものには、予算をかけながら取組を進めていかなければならないものもあるでしょうし、やはり費用対効果というものも確認し、しっかりと見極めをしながら財政健全化プランの取組が終了した後も取り組んでいく必要があるかと思っております。

今ほど人件費の話もありましたが、財政健全化プランの取組を進める中で、市民の皆様にも、いろんな面で負担や迷惑をおかけしている面もあるということも認識しておりますので、そこは職員にあっても、同じ目線に立って取組を進めていかなければならないと思っておりますので、財政健全化プランの取組が終了したからといって、何でも大盤振る舞いするというような予算づけは行わず、限られた予算の中で最大の効果を生むといったことで、庁内の中においても、今後に向けての取組を進めておりますので、これからもそういった考えのもとに取組が進められていくものと考えております。

現段階においては具体的なことはお示しできませんが、財政状況がどうなるのかについては、その時期を見ながら、いろんな形でお示しをしていくことになると思っておりますが、現時点において申し上げられるとすれば、そういった点なのかなというところでございます。

●議長

他にご意見はございますか。

○委員

総合計画の計画期間を1年延長するという事は、事業の実施に際しては、実施できるものはやる。やらなくて良いものをやらない。というように選択をしっかりとすべきだと思います。

取組を何でも満遍なく進めるのではなくて、この1年間で目標を達成できるものは確実に達成するんだというぐらいの覚悟がないと、これまでと同じになってしまうと思います。

これまでの9年間の実績を踏まえ、何が市民にとって大事なのかということをはっきりさせるべきかなというふうに思っています。

そのためにも、この1年は最低でも事業の取捨選択、事業の見直しを行うべきと思っており、市の財政状況を考えれば計画期間の延長は致し方がないとは思いますが、その間にやるべきことは、どの事業はやるのか、やらないのか。どの事業を薄めるのか、強めるのか。そういう判断をすべきではないかと思っております。

このままただら事業を進めていたら、これまでと同じことで、いくら計画期間を延長してもまた同じことになってしまうので、市民の生活を考えれば、何が大事かというようなことの検討は、次の10年間のためにも、しっかりとやっておくべきと思っています。

●議長

資料2でいうと82ある指標のうち、達成度が80%から100%未満の指標に係る事業の部分で、どの分野になるかですけれども、この達成度を100%に持ってくるような気持ちで取組を進めないといけないのではないかなという意見かもしれませんが、この件に関して事務局はどのように考えているのでしょうか。

→市

総合計画の計画期間を延長させていただく中で、単なる計画期間を延ばすだけということではなく、そこはしっかりと事業の見極め、現行の総合計画の締めくくりとして、どう締めくくっていくのか。そして、どう次期総合計画につなげていくのかということがとても大事だと思っております。

総合計画に掲げるそれぞれの実施計画について、令和8年度から令和9年度にかけてどのように取組を進めていくのか。

併せて財政健全化プランとの整合ということも考える必要がありますので、そこは企画調整課だけではなく、全庁的に同じ考えのもとに取組を進められるように、しっかりと整理した中で、令和8年度、令和9年度を取組を進めてまいりたいと思っております。

●議長

他にご意見はございますか。

委員の皆様から意見をいただいておりますが、本日は総合計画の計画期間の延長について、決議をするというようなことではないですね。

妥当かどうかといったような意見を伺うというような形で進めればよろしいでしょうか。結論としてどの辺に持っていけばよろしいでしょうか。

→市

この審議会において総合計画の計画期間の延長についての決定をしていただくということではなく、先ほど市長から諮問をさせていただきましたので、審議会としての意見をいただきたいということでございます。

本日、様々な意見をいただいたものを、最終的には事務局でまとめて、例えば総合計画の計画期間の延長については妥当と判断するとか、ただ、それについても付帯意見を付けてという形で整理をさせていただいて答申書を市長に提出したいということで考えております。

●議長

総合計画の計画期間の延長については、議会で決定することになるんですね。

→市

総合計画については、議会の議決事項ということになっておりますので、総合計画を策定する際や、見直しを行う際には議決が必要となります。

現行の総合計画の策定の際に、計画期間を10年間として議決をいただき、これまで進んできておりますので、この計画期間を延長することになれば、総合計画の変更になりますので、議会での議決をもって計画期間の延長となります。

現段階では、この審議会における意見も踏まえながら、6月定例議会に議案として、総合計画の計画期間の延長を提案させていただいて、議決をいただければということと考えているところでございます。

●議長

先ほど委員の方から発言がありましたように、仮に計画期間を10年間とすると、中間見直しは5年後ということが基本になりますが、今は時代の変化が激しいということで、計画の見直しの期間も短縮するということも必要ではないかというふうな意見もいただいておりますけれども、その辺について、委員の皆様はいかがお考えでしょうか。

○委員

現行の総合計画の基本構想に掲げている将来の都市像は、「力強い産業 人が輝く 活力満ちる 安心・快適なまち」と定めており、これに基づいてこれまで9年間の取組を進めてきたとは思いますが、将来の都市像と繋がっているなという取組と、そうでないなという取組はもう分かっているのではないかと考えています。

例えば道路をつくろうという計画があっても、10年後には道路をつくる計画がなくなったなどいうことはあることで、議長がおっしゃったように、計画を見直すスパンについては5年という期間はやはり長いと思うので、どのくらいのスパンが良いかということとは言えませんが、一般的には、中期・長期といった言葉もあるので、そこはしっかりと考えてもらったほうが良いかなと思いました。

●議長

おそらく、民間で長期というと、今は10年から5年くらいになっていると思います。

民間では5年後どうなっているかということも未知数なので、随時計画を見直しているという事例もあります。

行政の場合は、これに連動しないかもしれませんが、例えば見直す期間を5年から3年にすることも考えられますが、計画期間や見直す期間を短縮するという点について、審議会の意見として附帯することは可能でしょうか。

→市

次期総合計画の計画期間ですとか見直しの時期につきましては、今回の協議事項というよりも今後の次期総合計画の策定に向けて検討していく際に、意見をいただければというふうに考えておりました。

ただ、多くの委員の皆様からご意見をいただいておりますので、そこは次期総合計画の策定に向けてということを考えながら、令和8年度と令和9年度の取組を進めてまいりますので、意見として伺っておきたいということでございます。

ただ、これまでも総合計画の計画期間については、10年間のスパンで計画を策定し、中間年である5年で見直しを行ってきたということで、この総合計画の位置づけが市の中・長期的な計画として、長い期間における考え方を示して、より具体的な事業については、実施計画というもので事業の取組の詳細を示してきたところであり、この実施計画は時代の変化に対応できるように毎年度、見直しをかけながら策定してきているということで進めてきておりますので、その辺も踏まえ、次期総合計画の策定については、委員の皆様から、また市民の皆様から意見をいただきながら、計画をまとめてまいりたいというふうに考えてございます。

●議長

議長の私からも一つ。

素朴な疑問なんですけど、現行の総合計画には令和7年度や令和8年度、令和9年度といったいわゆる元号を用いていますが、もう世間は西暦で表記されているのではないですか。

計画への表記は元号が正しいのかなと疑問をもっておりますが、表記については、勝手に西暦に変えるわけにはいかないのでしょうか。

→市

計画における年号の示し方については、議長がおっしゃられるとおり、西暦で表記をすれば、元号が変わったとしても、そのまま計画の表記を変えることをしなくても済むということになりますので、例えば元号と西暦を併記するといったようなことも考えられますし、詳しいことまでは把握してございませんが、元号か西暦かということでは、どちらで表記をしなければならないということはないと思っておりますので、その辺については、今後の次期総合計画の策定の段階において、委員の皆様から意見をいただきながら、また県や他自治体の計画における表記なども確認してみたいと思っておりますので、そういったことで対応してまいりたいと思っております。

●議長

他にご意見はございますか。

委員の皆様の中で、総合計画の計画期間の延長はならんといった意見をお持ちの方はおいでになりますでしょうか。

いないようでしたら、事務局からの提案のとおり、総合計画の計画期間を1年延長することについては是として、令和8年度と令和9年度の2年間の中でしっかりと取組を進めるとともに、現行総合計画の検証・評価を行って、次期総合計画を見据えながら取組を進めていただきたいといったような形で審議を終了してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声。

ということで、今回の事務局の提案に対する審議会としての意見といたしましては、これまで審議の中で多くの委員から出された意見のとおりということでご承知いただきたいと思っております。

それでは、本日の議事については、この辺で終了したいと思います。

ありがとうございました。

→市

最後になりますが、今回の会議で出た意見をもとに、答申書を事務局にてまとめさせていただきます。

内容については、会長と事務局で整理し、後日、市長へ提出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

現行の総合計画の計画期間の延長につきましては、市議会における議決事項となっておりますことから、6月定例議会において議論され、議決を得ることで計画期間の延長となりますので、ご承知おきください。

以上をもちまして、令和8年度 第1回 喜多方市総合計画審議会を終了します。

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上